

評価書（個票）

| | | | |
|----------------------------|--|---------------|--|
| 事務・事業名 | 都道府県指導センターの経営指導員の養成 | 担当課 (担当課長) | 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課 (生活衛生課長 長田 浩志) |
| 根拠法令等 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の9(昭和32年法律第164号) | 類型 | 講習研修 |
| | | 指定等の形態 | 指定 |
| 事務・事業の概要 | <p>○事務・事業創設時の趣旨 昭和54年の法改正により、専門的な経営指導体制の充実強化を図り、生衛業の発展と公衆衛生の資することを目的とする生活衛生営業経営指導員（以下「経営指導員」という。）の制度が創設された。</p> <p>○事務・事業の内容 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の9第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けた全国生活衛生営業指導センターが、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）の経営指導員に対する研修会を実施する。</p> | | |
| 事務・事業の目的 | 都道府県指導センターに置かれた経営指導員の資質・能力の向上を図ることを目的として研修会を実施。 | | |
| 関連する政策目標 | <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p> | | |
| 関連する業績指標 | - | | |
| 指標の目標値等 | - | | |
| 法人の指定等の状況 | 別紙のとおり | | |
| 指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 | 特になし | | |
| 料金等・積算根拠 | 別紙のとおり | | |
| 事務・事業の実績 | <p>○実績（平成27年度） ①新任経営指導員研修会（平成27年5月12日～15日の4日間）26名参加。 ②現任経営指導員研修会（平成28年2月25日～26日の2日間）63名参加。</p> | | |
| 国からの補助金等 | ○補助金（平成28年度予算）： 13,791千円の内数 都道府県指導センターの経営指導員に対する研修会を実施する。 | | |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p> | <p>○研修会カリキュラムの見直し等(毎年度) 研修会参加者に対して実施するアンケート結果に基づき、参加者の理解度を判定するとともに次年度のカリキュラムの検討資料として活用し、人材育成の効果的な実施に努めている。</p> <p>○事業の審査及び評価(毎年度) 生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会において、事業の外部評価の実施、評価結果の公開等を行い、政策目的の達成状況の検証と事業の適切かつ効果的な実施を図っている。</p> |
| <p>事務・事業の必要性等・有効性</p> | <p>●事務・事業の必要性 都道府県指導センターは、地域における生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）に対する指導機関の要である。都道府県指導センターが健全に機能するためには、経営指導員の人材育成が不可欠である。</p> <p>●事務・事業の妥当性 生衛業に対する専門的な経営指導を行う上で、講習等の実施は不可欠であり、事業の実施は妥当である。</p> <p>●事務・事業の有効性 平成 27 年度新任経営指導員研修会アンケートでは、参加者全員が「今後の業務の参考になった」と回答するなど、事業の有効性が伺える。</p> |
| <p>事務・事業の執行体制の妥当性</p> | <p>○指定等を行う妥当性 国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤がぜい弱な中小零細企業が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念されるため、生衛業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図り、これらの営業を利用する利用者及び消費者の擁護を図るために必要な事業である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の中で、全国生活衛生営業指導センターの行う業務として、経営の健全化等に係る相談・指導などの業務を担当する者を養成することが規定されている。</p> <p>●指定等の基準の妥当性 財団法人全国生活衛生営業指導センターは昭和 54 年に設立、昭和 55 年 4 月 1 日に「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第 57 条の 9 の規定により厚生労働大臣の指定を受けた法人であり、同法の中で同センターが経営指導員等の人材育成を行う旨が規定されており、本事業が廃止された場合には、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図る上で多大な支障が出る。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性 当該研修は、経営指導員の業務内容に即して、衛生行政のほか、経営、税務、融資制度、経済動向、公益法人会計、統計、生衛業ネットワークシステムの利用訓練等、様々な分野について多くの講師が関与して実施されており、これらの指導を行う専門機関である全国生活衛生営業指導センターによる実施は適当である。</p> |

| | |
|--|---|
| 評価結果の総括 (現状分析(事務・事業の評価) と今後の方向性) | 生衛業の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から、本事業は不可欠であり、事業の効果的かつ効率的な実施を継続する観点から、引き続き、当該指定法人が本事業を行うものとする。 |
| 備考 | |

別紙

合計 1 法人

・ 公益法人 1 法人

| 法人名 | 指定等の時期 | 連絡先（TEL） | 料金等・積算根拠 |
|----------------------|-------------|--------------|----------|
| 公益法人（1法人） | | | |
| 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター | 昭和 55 年 4 月 | 03-5777-0341 | 特になし |